

第百五十九回国会 参議院 総務委員会 會議録 第十三号

平成十六年四月二十日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十六日

辞任

有村 治子君

岩本 司君

小川 勝也君

補欠選任

野沢 太三君

谷林 正昭君

内藤 正光君

四月十九日

辞任

高橋 千秋君

谷林 正昭君

四月二十日

辞任

直嶋 正行君

本田 良一君

鶴岡 洋君

宮本 岳志君

補欠選任

谷林 正昭君

高橋 千秋君

荒木 清寛君

井上 哲士君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

景山俊太郎君

柏村 武昭君

岸 宏一君

山崎 力君

小川 敏夫君

広中和歌子君

委員

狩野 安君

片山虎之助君

久世 公堯君

椎名 一保君

世耕 弘成君

○国務大臣(麻生太郎君) 行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

行政機関の職員の定員に関する法律、いわゆる総定員法は、各行政機関の職員の定員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨脹を抑制することを目的とするものであります。政府といたしましては、その範囲の中で、真に必要な分野には適切に定員を措置しつつ、全体として定員の抑制に努めてきたところであります。

現行の最高限度は、平成十三年一月の省庁再編に合わせて設定されたものですが、その法律案は、その後の定員削減努力や国立学校の法人化等による定員の大規模な純減を踏まえ、最高限度を引き下げるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

現在五十三万四千八百二十二人とされている総定員法上の最高限度につきまして、省庁再編から平成十六年度までの定員の純減分二十万二千八百三十八人の引下げを行うことにより、新たな最高限度を三十三万一千九百八十四人とすることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

○委員長(景山俊太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

四月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十三万四千八百二十二」を「三十三万一千九百八十四」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

